

2016年10月17日

各位

株式会社 三井住友銀行

外貨建個人年金保険「ドリームフライト」の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：國部 毅）は、本日より、外貨建個人年金保険「ドリームフライト」（引受保険会社：三井生命保険株式会社）の取り扱いを開始します。

本商品は、豊かなセカンドライフを実現するため、現在、日本より比較的金利の高い外貨建ての資産を形成したいというニーズをお持ちのお客さま向けに、毎回一定額の円貨で外貨を積み立てることができる外貨建て（豪ドルまたは米ドル）の個人年金保険です。

将来の年金の受取方法も、指定通貨（豪ドルまたは米ドル）で受け取る、円に換算して受け取る、将来の年金を一括して受け取る、等目的に応じて多彩に選択できます。

また、積立利率には最低保証積立利率が設定され、個人年金保険料税制適格特約により個人年金保険料として所得控除の適用が受けられる（ 所定の条件を満たす必要があります。）など、将来のための資金準備に向けて、お客さまの様々なニーズにお応えする商品です。

定期払い保険の特徴を活かして、外貨が安いときに多く購入し、外貨が高いときには少なく購入する、いわゆるドルコスト平均法で為替変動リスクを抑えながら積立投資が可能となる、という特徴もあります。

三井住友銀行は、今後ともお客さまの多様なニーズにお応えできるよう、より一層商品の充実に取り組んでまいります。

以上

このニュースリリースは、保険募集を目的としたものではありません。ご検討にあたっては、商品のパンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款等の資料をご覧ください。

< 外貨建個人年金保険「ドリームフライト」商品概要 >

契約日	責任開始の日（告知日または第1回保険料相当額の着金日のいずれか遅い日）を含む月の翌月1日																			
指定通貨	豪ドルまたは米ドル																			
積立利率	契約時積立利率は毎月更新される。契約後は、10年毎に更改。ただし、最低保証積立利率（豪ドル2.00%、米ドル1.50%）を下回らない。 2016年10月現在																			
契約年齢範囲	【確定年金】 0歳～70歳	【保証期間付終身年金】 18歳～70歳																		
主な保障内容	<p>・被保険者が次の支払事由に該当されたとき、年金・死亡給付金をお支払いします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">支払事由</th> <th>給付の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">年金 開始日 以後</td> <td rowspan="2">保証 期間付 終身 年金</td> <td>年金支払日に生存しているとき</td> <td>年金</td> </tr> <tr> <td>保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡のとき</td> <td>残存保証期間中の未払年金の現価</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">確定 年金</td> <td>年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき</td> <td>年金</td> </tr> <tr> <td>年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡のとき</td> <td>残存年金支払期間中の未払年金の現価</td> </tr> <tr> <td>年金 開始日 前</td> <td>死亡のとき</td> <td>死亡給付金</td> </tr> </tbody> </table>			支払事由		給付の種類	年金 開始日 以後	保証 期間付 終身 年金	年金支払日に生存しているとき	年金	保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡のとき	残存保証期間中の未払年金の現価	確定 年金	年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金	年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡のとき	残存年金支払期間中の未払年金の現価	年金 開始日 前	死亡のとき	死亡給付金
	支払事由		給付の種類																	
年金 開始日 以後	保証 期間付 終身 年金	年金支払日に生存しているとき	年金																	
		保証期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡のとき	残存保証期間中の未払年金の現価																	
	確定 年金	年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	年金																	
		年金支払期間中の最後の年金支払日の前日までの間に死亡のとき	残存年金支払期間中の未払年金の現価																	
年金 開始日 前	死亡のとき	死亡給付金																		
	<p>・年金・死亡給付金は、指定通貨でお支払いすることも、円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いすることもできます。</p>																			
最高円建払込金額	円建払込金額累計見込額 3億円																			
最低円建払込金額(月払換算)	保険料払込期間10年～15年の場合：15,000円 保険料払込期間16年以上の場合：10,000円																			

保険料払込期間	【確定年金】 16歳・17歳・18歳・22歳・ 50歳・55歳・60歳・65歳・ 70歳払済、10年・15年・20 年払込	【保証期間付終身年金】 50歳・55歳・60歳・65歳払 済、10年・15年・20年払込
	歳払済の場合、保険料払込期間は10年より取り扱う。	
すえ置き期間(契約時に設定)	【歳払済】 5年・10年・15年 【年払込】 1年～15年の各年 設定しないことも可能 16歳・17歳・18歳・22歳払済については設定なし	
保険料払込方法	月払、半年払、年払	
保険料払込経路	第1回：三井生命の指定する口座への振り込み 第2回以後：口座振替扱、クレジットカード扱(月払のみ)	
年金種類	【確定年金】 年金支払期間：5年・10年・ 15年	【保証期間付終身年金】 保証期間：10年
年金支払開始年齢	【確定年金】 10歳～80歳	【保証期間付終身年金】 40歳～80歳

諸費用

お客さまにご負担いただく費用について
お客さまにご負担いただく費用は、以下の費用の合計額となります。

保険契約関係費用について

<年金開始日前>

・お払い込みいただいた保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用にあてられ、それらを除いた金額が運用されます。

ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用などが控除されます。なお、これらの費用については、年齢別の発生率を用いて算出しているため、一律の算出方法を記載することができません。

・上記の費用のほかに、解約される場合には、ご契約日から10年間は、経過期間（保険料をお払い込みいただいた年月数）に応じて、積立金から以下の金額を控除します。

控除される額の積立金に対する比率は、「 $1.7\% \times$ 保険料払込期間（年数）」を上限に、経過期間により、下表のとおり減少します。

経過期間（月数）*	解約時の控除額（積立金比例）
1年目～3年目	下記の（A）+（B）
4年目～10年目	下記の（A）
11年目以降	控除はありません。

$(A) = \text{解約時の積立金額} \times \text{保険料払込期間（年数）} \times 0.7\% \times (120 - \text{経過月数}) / 120$

$(B) = \text{解約時の積立金額} \times \text{保険料払込期間（年数）} \times 1.0\% \times (36 - \text{経過月数}) / 36$

*経過期間（月数）は、保険料のお払い込みのあった期間（月数）によります。

<年金開始日以後>

・年金を維持・管理するための費用として、支払年金額の1.0%を年金支払日に責任準備金から控除します。

外国通貨のお取り扱いによりご負担いただく費用について
円建払込金額をお払い込みいただく場合
円建払込金額を指定通貨建の保険料に換算する際に適用する
三井生命所定の円換算レート（払込用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート（払込用）

換算基準日*1における三井生命が指定する取引銀行の T T M（電信売買相場の仲値）+ 0.25円

T T M（電信売買相場の仲値）と円換算レート（払込用）の差（0.25円）は、2016年10月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（払込用）は換算基準日*1における三井生命が指定する取引銀行が公示する T T S *2（対顧客電信売相場）を上回ることはありません。

年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする場合など

円換算支払特約を付加して年金、死亡給付金などを円に換算してお支払いする際、または円建年金移行特約の年金原資額を算出する際に適用する三井生命所定の円換算レート（支払用）には、為替手数料が含まれます。

円換算レート（支払用）

換算基準日*1における三井生命が指定する取引銀行の T T M（電信売買相場の仲値）- 0.25円

T T M（電信売買相場の仲値）と円換算レート（支払用）の差（0.25円）は、2016年10月現在のものであり、将来変更することがあります。ただし、円換算レート（支払用）は換算基準日*1における三井生命が指定する取引銀行が公示する T T B *2（対顧客電信買相場）を下回ることはありません。

年金、死亡給付金などを指定通貨でお支払いする場合
指定通貨をお受け取りいただける口座が必要となり、ご利用される金融機関により諸手数料*3が必要な場合や、三井生命からの指定通貨でのお支払いにかかる送金手数料をお支払額より差し引く場合があります。これらは金融機関により異なるため、一律に記載することができません。

	<p>* 1 換算基準日として定める日が、三井生命が指定する取引銀行または三井生命の休業日に該当するときは、その直前の取引銀行および三井生命の営業日となります。</p> <p>* 2 1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。</p> <p>* 3 リフティングチャージ、外貨引出手数料等のことで、金融機関によりお取り扱い、名称などは異なります。</p> <p>円換算レート（払込用）と円換算レート（支払用）は、同日であっても為替手数料により、適用レートが異なります。</p>
<p>この保険のリスクについて</p>	<p>為替リスクについて</p> <p>外国為替相場の変動による価格変動リスクを為替リスクといい、この保険には、次のような為替リスクがあります。これらの為替リスクは、ご契約者および受取人に帰属します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定通貨に換算した保険料額は、お払い込みのたびに変動(増減)します。 ・円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする年金額、死亡給付金額などは、ご契約時の円換算レート（支払用）で円に換算した年金額、死亡給付金額などを下回り、損失を生ずるおそれがあります。 ・円換算支払特約を付加して円に換算してお支払いする年金の累計額や死亡給付金額、円建年金移行特約を付加して円に換算してお支払いする年金の累計額は、円建払込金額の累計額を下回り、損失を生ずるおそれがあります。 <p>預金などとの違いについて</p> <p>この保険は、三井生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。</p>

< 生命保険全般に関する留意点 >

ご検討にあたっては、各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・設計書・ご契約のしおり・約款・特別勘定のしおり等の資料をお客さまご自身で必ずご確認ください。

一部の商品については、ご契約時の契約時費用のほか、ご契約後も毎年、保険関係費用、運用関係費用、年金管理費用等がかかりますが、商品やご選択いただく特別勘定、年金の受取方法等により異なりますので表示することができません。また、一定期間内に解約された場合、解約控除がなされる場合があります。お客さまにご負担いただく手数料等はこれらを足し合わせた金額となります。

外貨建ての保険商品のご購入または年金や死亡給付金、死亡保険金等のお受取にあたって、外貨と円貨を交換する場合には為替手数料等が上記の各種手数料等とは別にかかります。為替手数料等は通貨および金融機関等によって取扱が異なりますので表示することができません。くわしくは、各金融機関の窓口でご確認ください。

当行による元本および利回りの保証はありません。

一部の商品については、国内外の株式や債券等で運用しているため、株価や債券価格の下落や市場金利の上昇、外国為替相場の変動等により、年金、死亡保険金、解約返戻金等が払込保険料を下回るリスクがあります。

外貨建ての保険商品の場合、外国為替相場の変動により、年金、死亡保険金、解約返戻金等を円換算した金額が、払込保険料を円換算した金額を下回るリスクがあります。

保険商品は、引受生命保険会社が保険の引受を行う商品であり、預金ではありません。当行は、募集代理店として、契約の媒介を行います。契約の相手方は、当行ではなく、引受生命保険会社となります。

このため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込に対して保険会社が承諾したときに有効に成立します。

保険商品は、預金保険の対象ではありません。預金保険については、窓口までお問い合わせください。

引受生命保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構により保護の措置が図られますが、ご契約の際にお約束した死亡給付金額・年金額、死亡保険金額・解約返戻金額等が削減され、その結果、死亡給付金額・年金額、死亡保険金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回るリスクがあります。

保険商品のお申込の有無がお客さまと当行との他のお取引に影響をおよぼすことは一切ありません。

当行では借り入れられた資金(他の金融機関での借入金を含みます)を保険料とする保険商品のお申込はお断りしています。

法令上の規制により、お客さまのお勤め先や、融資のお申込状況等によっては、お申し込みいただけない場合がございます。

保険会社による保険金や給付金等のお支払について、受取人の故意による場合や、健康状態等についてお客さまが事実を告知されなかったり事実と異なることを告知された場合等、保険金や給付金等が支払われない場合がございます。

保険会社への保険料のお払込について、保険料お払込の猶予期間中に保険料のお払込がない場合、ご契約は失効します。失効した場合、保険金や給付金等の支払事由に該当した場合でも、保険金や給付金等が支払われません。

くわしくは各保険商品の商品パンフレット・契約概要・注意喚起情報・ご契約のしおり・約款等をご確認ください。